

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局住宅部管理課 （06-6208-9272）
処分課（担当）名	都市整備局住宅部管理課
処分の名称	社会福祉法人等への改良住宅使用許可の取消し
概要	地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可を受けた者が、使用許可の条件に違反した場合等には使用許可を取り消すことがあります。なお、使用許可の取り消しを行うときは、使用許可取消書により許可者に通知します。
根拠法令等 及び条項	地方自治法第238条の4第9項 市営住宅のうち改良住宅の社会福祉事業への活用実施要綱第13条 <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000202763.html">https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000202763.html</a>
処分基準	使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市営住宅のうち改良住宅の社会福祉事業への活用実施要綱第13条に基づき、使用許可を取り消すことがあります。 ① 社会福祉法人等が、使用許可の条件に違反したとき。 ② 改良住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。
ホームページ	
備考	